

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会（第1回）

議事次第

日時：平成30年11月20日（火）

14：00 から 16：00 まで

場所：消防庁第1会議室

1 開会

- (1) 消防庁挨拶（消防庁次長）
- (2) 検討会委員のご紹介
- (3) 事務局の紹介

2 議事

- (1) 検討会開催要綱の説明
- (2) 座長の選出
- (3) 検討会の運営
- (4) 消防の現況等について
 - ・ 消防体制の推移と現況について
 - ・ 火災発生状況等について
 - ・ 救急業務の現状と課題について
 - ・ 予防行政について
- (5) 「消防力の整備指針」・「消防水利の基準」の現況及び本検討会における論点（案）について
- (6) 各委員による意見交換
- (7) 今後のスケジュール

3 閉会

（配付資料）

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 消防体制の推移と現況 |
| 資料2 | 火災発生状況等 |
| 資料3 | 救急業務の現状と課題 |
| 資料4 | 予防行政 |
| 資料5 | 「消防力の整備指針」・「消防水利の基準」の現況及び本検討会における論点（案） |
| 資料6 | 「消防力の整備指針」・「消防水利の基準」全文 |

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会開催要綱

(検討会の開催)

第1条 近年の災害発生状況、社会情勢の変化等を踏まえ、市町村が平常時から整備しておくべき消防力及び消防水利のあり方等について検討するため、消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討項目)

第2条

- (1) 「消防力の整備指針」の見直しに関する事
- (2) 「消防水利の基準」の見直しに関する事
- (3) その他必要と認める事項に関する事

(検討会)

第3条 検討会は次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等とする。
- 3 検討会には、構成員の互選により座長を置く。
- 4 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 座長に事故がある時は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 7 座長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 8 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(構成員の任期)

第4条 委員の任期は、検討会の運営期間とする。

(庶務)

第5条 検討会に係る庶務は、消防庁消防・救急課で行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から実施する。

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会委員

(敬称略：順不同)

座長	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
委員	入江 さやか	日本放送協会放送文化研究所メディア研究部上級研究員
委員	片山 良太	一橋大学大学院法学研究科准教授
委員	清水 洋文	東京消防庁企画調整部長
委員	森田 峰雄	千葉県消防局予防部長
委員	梅崎 龍三	北九州市消防局警防部長
委員	菅原 裕二	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部消防長
委員	藤山 史郎	鳥取県西部広域行政管理組合消防局消防局長
委員	丸山 幸三	糸魚川市消防本部消防長
委員	高松 益樹	全国消防長会事業部長
委員	井上 源三	日本消防協会理事長